
令和3年 第4回 6月(定例) 中間市議会会議録(第2日)

令和3年5月21日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和3年5月21日 午前10時00分開議

日程第 1 第34号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 2 第35号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例

(日程第1～日程第2 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 3 意見書案 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切
第 4 号 に進めるための意見書

(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 4 意見書案 デジタル庁の創設中止を求める意見書
第 5 号

(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 5 意見書案 東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に関する意見書
第 6 号

(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 6 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	7番 掛田るみ子君
8番 草場 満彦君	9番 中尾 淳子君
10番 山本 慎悟君	11番 安田 明美君
12番 梅澤 恭徳君	13番 柴田 広辞君
14番 中野 勝寛君	15番 井上 太一君
16番 下川 俊秀君	

欠席議員(0名)

欠 員 (2名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	白尾 啓介君
教育長	片平 慎一君	総務部長	末廣 勝彦君
市民部長	安徳 保君	保健福祉部長	藤田 宜久君
建設産業部長	篠田 耕一君	教育部長	船津喜久男君
環境上下水道部長			村上 智裕君
消防長	林 誠志君	企画課長	平川 佳子君
安全安心まちづくり課長			清水 秀一君
課税課長	芳賀麻里子君	学校教育課長	松永 嘉伸君

事務局出席職員職氏名

事務局長 佐伯 道雄君	書記 東 隆浩君
書記 志垣 憲一君	書記 本田 裕貴君

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第34号議案

日程第2. 第35号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、第34号議案及び日程第2、第35号議案の条例改正2件を一括議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第34号議案及び第35号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第34号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年度の国民健康保険税において、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入等が一定の要件以上に減少した場合に、令和3年4月から令和4年3月までの国民健康保険税の税額を減免するための改正です。

なお、減免した額の一部につきましては、国から補填されます。

改正条例の施行日は公布の日で、一部の規定においては令和3年4月1日となっております。

次に、第35号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年度の介護保険料において、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入等が一定の要件以上に減少した場合に、令和3年4月から令和4年3月までの介護保険料の額を減免するための改正です。

なお、減免した額の一部につきましては、国から補填されます。

条例の施行日につきましては、公布の日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第34号議案、第35号議案のいずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第34号議案及び第35号議案の条例改正2件を順次、採決いたします。

議題のうち、まず、第34号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第35号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3. 意見書案第4号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、意見書案第4号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

意見書案の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書案。

現在、教育の現場では「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「G I G Aスクール構想」の一環で、児童生徒に1人1台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められております。

また、これらのハード面の取り組みに加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「G I G Aスクール構想」に対しては、I C Tを活用したオンラインでの授業や宿題の配布、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるよう個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められます。

また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要です。さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧されます。

そこで、各自治体において、S o c i e t y 5 . 0 時代を生きる子どもたちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にI C Tを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためにデジタルトランスフォーメーション（以下、D X）の実現に向けて取り組んでいくべきです。

そのために以下の事項について、迅速に対応することを強く求めます。

記。

一、情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育D Xに対応する教職員研修のあり方について検討を進めること。

一、システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育D Xに関する学校教育予算の充実・確保とそのあり方について検討を進めること。

一、様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討を進めること。

一、よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。意見書案第4号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書案について、反対意見を申し述べます。

政府のG I G Aスクール構想は、公立小中学校で子ども1人に1台のタブレットやパソコンなどを配備するものですが、早い自治体では既に使用を始めています。しかし、学校でこれを実施するには、現在の40人学級では教室の面積が本や資料を同時に使うには狭過ぎます。

また、現在の机は最近の新J I S規格でも小さく、タブレットと教科書や資料を一遍に乗せると机の上からあふれてしまいます。机をこれに合わせて大きくすると、40人学級ではますます無理となります。G I G Aスクールの実施に当たっては、まず少人数学級の実施を優先すべきではないでしょうか。

また、教員の負担軽減をうたってはいますが、現実的には今でも過重労働となっている教員にさらに負荷をかけることになると思います。科学技術の発展を子どもたちの教育の成果のために取り入れることは必要なことだと思いますが、あくまでも教員の自主性と自律性を尊重し、教員の負担軽減の中で行うべきだと思います。

また、意見書は、デジタル教科書の導入を評価する立場ですが、最近の研究では、こうしたスマホやタブレット画面の脳に対する悪影響が指摘をされ、学習内容が取得できないと導入を取りやめた国もあります。教科書までデジタル化をし、長時間にわたって端末に縛りつけるのはやめるべきです。

また、健康面でも、慶應大学の研究グループが東京都の小中学生を対象に行った検査では、小学生の近視が76.5%、将来、失明の可能性のある強度近視が4%、これが中学生になると、中学生は近視が94.9%、強度近視が11.3%にも上るとの報告が上がっています。こうしたデジタル化による健康被害については、よく研究もし、慎重に取り扱うべきだと思います。

もともと、こうしたG I G Aスクール構想そのものが国民の要求というより、高等教育への参入を目指す民間教育産業と、A I ロボット工学ビッグデータなどの新しい技術分野での国際競争力に打ち勝つための人材育成を求める経済界からの要求であります。

大阪教職員組合は、こうしたG I G Aスクール構想は最適化された学びではなく、学びの分断だという指摘をしています。財政的にも、当初は国が負担したにしても、更新時の負担や修理代の負担を誰が持つか不透明なままです。こうした不確かな構想について、単に検討を進めるだけの意見だけではなく、再検討を求めるべきだと思います。

以上により、この意見書については反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第4号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 意見書案第5号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、意見書案第5号デジタル庁の創設中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。意見書案第5号デジタル庁の創設中止を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

デジタル関連法が5月12日、参議院本会議で自民、公明などの賛成多数で可決され、成立しました。しかし、この法律自体が問題だらけです。新法2法案、現行法217本に影響を与える改正法案として提出されましたが、関係資料に45か所もの誤りがあった拙速な法案でもあります。

デジタル庁の長は内閣総理大臣で関係機関の長への勧告権を持ち、全ての省庁と自治体の上に君臨し、これを支配する強大な権限を持つものです。国や自治体のシステムや規定を統一、標準化して、今まで各自治体で構築してきた個人情報保護を破り、国による国民監視を強めるものです。

また、デジタル庁は職員500名で発足しますが、そのうち100名以上が民間出身者であり、企業に在籍したままでもよいとされています。もともと法律の基本理念が個人情報の活用による経済活動の推進や産業の国際競争力の強化ですから、個人情報が民間企業の思いのままに使われる危険性があります。

国民の側からすると、2020年度版の情報通信白書でも、企業などが提供するサービスに個人情報を与えることに8割が不安を感じるという回答に見られるように、疑いと不安を持って見ていくと、インターネットに関しては88.4%の人が不安を感じてい

ます。

国は、マイナンバーカードの普及とその活用を最大に活用しようとしていますが、健康保険証や運転免許証、学生証や在留カードとの一体化を進める計画もあります。しかし、マイナンバーカードと運転免許証が結合しますと、警察が全ての情報を握る監視国家となる可能性が高まります。

我が国では、外国に見られるようなデータ保護監察官のような第三者的立場で個人情報を守ろうという制度がありません。今まで推移しますと、個人情報の保護も国家権力の暴走措置もままならないまま、とんでもない国となる危険性があります。

そのようなことから、こうしたデジタル庁の創設をはじめとする個人情報を守る上での危険な動きについては、その中止を求めるものです。

以上、議員各位の賛同を求めます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第5号デジタル庁の創設中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立少数あります。よって、意見書案第5号は否決されました。

日程第5. 意見書案第6号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第5、意見書案第6号東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に関する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第6号東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に関する意見書について、趣旨説明を行います。

東京電力福島第一原発で増え続けるトリチウムを含む汚染水の処分方法等を議論する政府小委員会は昨年2月10日、「海洋放出」と「大気放出」を現実的な選択肢としながらも、「海洋放出のほうが確実に実施できる」と海洋放出を強調する報告書を提出いたしました。トリチウム汚染水の海洋放出に関しては、これまで開催した公聴会では圧倒的な反対の意見が出されています。

また、多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を聞く場においても、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係団体から、海洋放出に対する異論が出されるなど、一層、風評被害対策が強く求められています。海洋放出は、海洋環境を汚染し、漁業従事者にも大きな打撃を与えることになります。原発事故により甚大な被害を被っている被害者に、海洋放出による追い打ちをかけるようなことがあってはなりません。

海に流す以外の代替案として、技術者や研究者のグループから「大型タンクによる長期安定保管」や「モルタル固化処分」という提案もなされていますが、これらについて十分に検討されていません。たとえ希釈して海洋放出されたとしても、食物連鎖などの生態系を通じて濃縮されるので、希釈すれば安全ということは、過去に多くの公害問題で繰り返された誤りであり、海洋に放出される総量こそが問題です。

よって、政府は、東京電力福島第一原発の処理汚染水を海洋放出することについて、取りやめることを強く要請します。

以上、議員各位の賛同をお願いし、意見書案の趣旨説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第6号東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に関する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川俊秀君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において、本案に対する可否を採決いたします。

本案について、議長は、否決と裁決いたします。よって、意見書案第6号は否決されました。

日程第6. 会議録署名議員の指名

○議長（下川俊秀君）

これより、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、小林信一君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（下川俊秀君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和3年第4回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 下川俊秀

議員 小林信一

議員 井上太一

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長

議員

議員